

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 近畿圏及び中部圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用を平成二十六年三月三十一日まで延長するものとする。

第二 この政令は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。